



## 隠岐島前地区の建設関係業者の皆様へ



# 建設工事での労働安全衛生関係法令を守りましょう！

松江労働基準監督署管内の建設現場において、過去10年間に16人の死亡災害が発生しており、その内の37.5%にあたる6人が、隠岐郡内の現場において尊い命が失われており、昨年も隠岐の島町の木造建築工事現場で墜落による死亡災害が発生しています。

このような状況を踏まえて、当署におきましては、建設業の最重点課題に「墜落・転落災害防止」を掲げ、特に隠岐地区を重点地域として監督指導を強化するほか、繰り返し違反の事業場や、法令違反が認められる労働災害を発生させた事業場に対して厳正な対応を行っています。

本年、隠岐島前地区の木造建築工事現場において、建方作業中の墜落による重傷災害や、基礎工事の機材をトラックに積込む際吊っていた機材が玉掛けワイヤーから外れ直撃したことによる重傷災害が発生しており、当署では9月～10月にかけて、隠岐島前地区の建設工事現場の監督指導を実施しました。

監督指導の結果は、17現場（内13現場が地元業者が元請）22事業場を臨検し、58.8%にあたる10現場で法令違反が認められました。

労働災害を防止するためには、関係法令を守るだけでなく、自主的な安全衛生管理活動を欠かすことはできませんが、半数以上の現場で法令違反が認められており、まず、最低基準である労働安全衛生関係法令を遵守し、現場の危険に応じた対策を確実に実施するようにしましょう。

### — 過去10年間の隠岐郡において発生した死亡災害 —

番号	発生年	発生状況
1	19	加工場において、万能機（昇降盤）を使用し床材の縦引き作業中、切断した床材が反発し腹部にあたった。
2	19	法面保護工事の測量作業のため親綱に安全帯を取付け、法面を登っていたところ、高さ約1.4m付近で登れなくなり、2、3歩降りたところで地面へ墜落した。
3	20	木材加工場内で全自動プレカットマシンの修理・調整作業中、木材の送給に不具合が発生したため、機械を一旦停止し、再起動後に被災者が全自動プレカットマシンの切削部屋に入ってセンサーを点検していたところ、上がっていた木材送給用の材料上押さえ搬入ローラーが下降してきて被災者の頭部が挟まれた。
4	21	木造平屋の倉庫兼トイレの建築工事現場において、被災者は、梁、桁に登り、小屋つか、母屋の取り付け作業中、小屋つかを取りに行くため、桁（幅21cm）を歩行していたところ、バランスを崩し、約3.5m下のコンクリート土場に墜落した。
5	22	被災者が納屋中2階を掃除するために、ほうきとちり取りをもって移動はしごを昇っている際、バランスを崩し、約3m下のコンクリート土間に墜落した。
6	28	木造建築現場の2階底部分の母屋上において、垂木の固定作業を行っていたところ、6m下の土間コンクリートに墜落した。

### — 本年度の送検事例 —

#### 1 繰り返し違反にかかる事案

松江市内のマンション建築工事現場において、建物の躯体の端で作業を行うに際し、足場との間隔が広く非常に危険であったことから、建物の躯体の端への「立入禁止命令」を行い、その数か月後に再度臨検監督を行ったところ、同様の繰り返し違反を認めたことから、本現場の関係事業者を松江地方検察庁へ書類送検した。

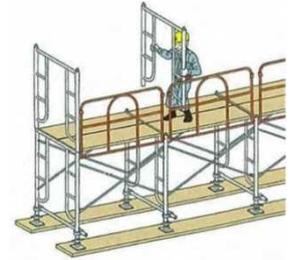
#### 2 労働災害にかかる事案

松江市内の木造建築の解体工事現場において、解体作業中の労働者が屋根から墜落し、重篤な災害が発生したことから、本現場の関係事業者を松江地方検察庁へ書類送検した。

## ■ 監督結果（主な法令違反）〔土木10現場、木造建築4現場、木造以外の建築2現場〕

### 1 墜落・転落の防止及び通路

- ① 高さ又は深さが2 m以上の開口部に、手すり等を設けていない。
- ② 足場の作業床に、手すり・中さんを設けていない。
- ③ 足場の昇降階段に、手すり・中さんを設けていない。
- ④ 足場の作業開始前点検を行っていない。
- ⑤ 移動はしごの転移防止措置を行っていない。



### 2 重機

- ① 車両系建設機械の特定自主検査を行っていない。
- ② 車両系建設機械を荷のつり上げ作業に使用している（用途外使用）。
- ③ 車両系建設機械の作業計画を作成していない。
- ④ 車両系建設機械の運転位置から離れる場合、バケット等を下していない。
- ⑤ 移動式クレーンの定自主検査を行っていない。



### 3 安全装置の有効保持

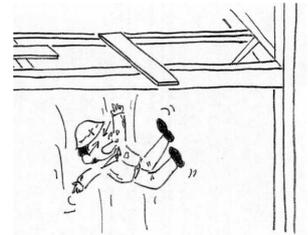
- ① 移動式クレーンのフックの外れ止めが有効に機能しない。
- ② 携帯用丸鋸のカバーが有効に機能しない。



## 墜落・転落災害防止

### 【墜落・転落を防止するための対策の順序】

- ① 作業ができる面（作業床）があるか確認する
- ② なければ、足場等により作業床を設置する
- ③ 作業床（作業ができる作業床がある場合、足場等により作業床を設置した場合）から墜落しないよう手すり等を設置する
- ④ 作業床を設けることが困難なとき、作業床に手すり等を設置することが困難な時、作業の必要上臨時に手すり等はずすときは、防網を設置する、安全带を使用するなどの措置を行う

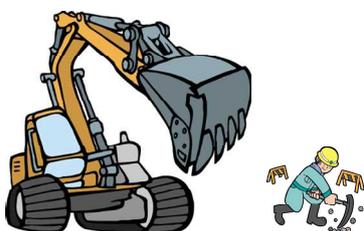


③は作業床から落ちないようにする対策ですが、④は作業床から落ちたあと地上まで落ちないようにする対策です。 作業床から落ちないことが第一の対策となります。

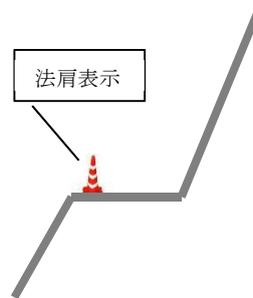


## 重機災害の防止

- ① 片切り掘削の場合、パイロット、作業床の幅員は十分確保されているか
- ② 接触防止措置が適切に実施されているか（単に、誘導者の配置となっていないか）
- ③ 作業計画が定められているか
- ④ 運転者の資格は適正か
- ⑤ 用途外使用をしていないか
- ⑥ 特定自主検査等検査・点検は適正か



〔転落防止の対策例〕



〔接触防止の対策例〕

